

令和2年松前町条例第25号

町長の給与の特例に関する条例を次のように公布する。

令和2年10月8日

松前町長 岡本 靖

町長の給与の特例に関する条例

町長の給料月額、松前町特別職の職員の給与に関する条例（昭和43年松前町条例第11号）別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄に定める額からその100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、それぞれ同欄に定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。